



宮崎県公報

平成22年3月15日(月曜日)号外第6号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市高洲町222番地
合資会社愛文社印刷所

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

条 例

条 例	頁	
○職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例……………(人事課) 3		公営に関する条例の一部を改正する条例……………(市町村課) 31
○宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例(行政経営課) 21		○宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例……………() 33
○宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金条例……………(財政課) 23		○宮崎県地域医療再生基金条例……………(医療業務課) 34
○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(税務課) 23		○宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例……………(経営金融課) 34
○宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例……………() 31		○宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………(労働政策課) 35
○宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の		○みつばち転銅取締条例の一部を改正する条例……………(畜産課) 35
		○教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改正する条例……………(教育庁) 35
		○警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例……………(警察本部) 36

本号で公布された条例のあらまし

◎ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(条例第1号)

1 改正の理由及び主な内容

国家公務員の退職手当制度の改正に準じて、退職手当支給後に在職中の非違行為が発覚した場合に、退職手当の返納等の措置ができるようにするため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例(条例第2号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎市と清武町の合併に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成22年3月23日から施行することとしました。

◎ 宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金条例(条例第3号)

1 制定の理由及び主な内容

経済危機対策に係る公共投資を円滑に実施するため、宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第4号)

1 改正の理由及び主な内容

条項の構成等を整理することにより、適用要件等の基準をわかりやすくするなど、より一層の制度の活用が図られるよう所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(条例第5号)

1 改正の理由及び主な内容

条例の制定の5年後を目途に実施することとしていた導入効果等の検証結果を踏まえ、条例を継続し、5年後にさらに社会情勢等を勘案した検証を行うこととしました。また、徴収猶予の延滞金の規定を追加しました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 (条例第6号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県知事選挙において、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、選挙運動用ビラの作成費用について、公費負担とすることができるよう所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例 (条例第7号)

1 制定の理由及び主な内容

宮崎県議会議員選挙において、有権者が候補者の政見等を知る機会の拡充を図るため、選挙公報を発行することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県地域医療再生基金条例 (条例第8号)

1 制定の理由及び主な内容

医師の養成及び確保、救急医療体制の強化等により、地域における医療に係る課題の解決を図るため、宮崎県地域医療再生基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第9号)

1 改正の理由及び主な内容

産業活力再生特別措置法の改正による同法の名称の変更に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (条例第10号)

1 改正の理由及び主な内容

求職中の貧困・困窮者等に対する住まい対策等を実施するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例 (条例第11号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎市と清武町の合併に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成22年3月23日から施行することとしました。

◎ 教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第12号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎市と清武町、小林市と野尻町の合併に伴い、関係する条例について所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成22年3月23日から施行することとしました。

◎ 警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例 (条例第13号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎市と清武町の合併に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成22年3月23日から施行することとしました。

条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第1号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)</p> <p>(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの</p> <p>(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族</p> <p>(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの</p> <p>2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。</p> <p>3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。</p> <p>4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。</p> <p>(1) 職員を故意に死亡させた者</p> <p>(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者</p>
<p>第2条の2・第2条の3 [略]</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p>	<p>第2条の3・第2条の4 [略]</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p>
<p>第3条 [略]</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたこ</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたこ</p>

とがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第 5 条の 2 [略]

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第 7 条の 4 第 4 項、第 8 条第 3 項又は第 13 条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第 7 条第 5 項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第 4 号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第 8 条第 1 項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第 7 条第 5 項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第 4 号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)～(10) [略]

(11) 第 7 条の 4 第 1 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(12) 第 7 条の 4 第 2 項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(13) 第 7 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(14) 第 7 条の 4 第 3 項第 2 号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(15) 第 7 条の 4 第 3 項第 3 号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(16) 第 7 条の 4 第 3 項第 4 号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(17) 第 7 条の 4 第 3 項第 5 号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(18) 第 7 条の 4 第 3 項第 6 号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(19) [略]

(退職手当の調整額)

第 6 条の 4 [略]

2・3 [略]

とがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第 5 条の 2 [略]

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第 7 条第 5 項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第 4 号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第 7 条第 7 項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第 12 条第 1 項若しくは第 14 条第 1 項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第 9 条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第 7 条第 5 項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第 4 号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)～(10) [略]

(11) 第 8 条第 1 項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(12) 第 8 条第 2 項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(13) 第 8 条第 3 項第 1 号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(14) 第 8 条第 3 項第 2 号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(15) 第 8 条第 3 項第 3 号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(16) 第 8 条第 3 項第 4 号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(17) 第 8 条第 3 項第 5 号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(18) 第 8 条第 3 項第 6 号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(19) [略]

(退職手当の調整額)

第 6 条の 4 [略]

2・3 [略]

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの(次号に掲げる者を除く。) 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 [略]

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(勤続期間の計算)

第7条 [略]

2 [略]

3 職員が退職した場合(第8条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 [略]

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員(再任用職員を除く。以下同じ。)又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」という。)で、別に人事委員会規則で定める者が、引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 [略]

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(勤続期間の計算)

第7条 [略]

2 [略]

3 職員が退職した場合(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 [略]

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員(再任用職員を除く。以下同じ。)又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」という。)で、別に人事委員会規則で定める者が、引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当

該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じた時は、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第13条の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(2)～(7) [略]

6～9 [略]

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続き12月をこえるに至るまでのその引き続き勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続き12月をこえるに至るまでの間に引き続き職員となり、通算して12月をこえる期間勤務したもの その職員となる前の引き続き勤務した期間

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第7条の4 [略]

2・3 [略]

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は支給しない。

5 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6・7 [略]

(退職手当の支給制限)

第8条 一般の退職手当は次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 法第29条の規定による懲戒免職の処分、又はこれに準ずる処分を受けた者

(2) 法第28条第4項の規定により失職（法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

(3) 法第37条第2項の規定に該当し退職させられた者、又はこれに準ずる者

2 一般の退職手当のうち、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除

該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じた時は、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(2)～(7) [略]

6～9 [略]

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続き12月をこえるに至るまでのその引き続き勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続き12月をこえるに至るまでの間に引き続き職員となり、通算して12月をこえる期間勤務したもの その職員となる前の引き続き勤務した期間

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第8条 [略]

2・3 [略]

4・5 [略]

く。)で人事委員会規則で定めるもの

3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(失業者の退職手当)

第10条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他人事委員会規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当等」という。)の額

(2) [略]

2~17 [略]

(遺族の範囲及び順位)

第11条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにある者は、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合に

(失業者の退職手当)

第10条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては、6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他人事委員会規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) [略]

2~17 [略]

(定義)

第11条 本条から第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 法その他の法令の規定により職員の退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第18条までにおいて同じ。)の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関(当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関)をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関(当該機関が

は、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第11条の2 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第12条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第5項において同じ。)をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第10条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項ただし書の規定による退職手当は支給しない。

3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第12条の2 任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 前項に規定する一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を宮崎県公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第

ない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会規則で定める機関)をいう。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 法第28条第4項の規定による失職(法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を宮崎県公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実

- 160号) 第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 一時差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 8 前条第2項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。
- 9 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 10 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、知事に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。
- 11 前各項に定めるもののほか、第2項の書面及び第9項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
- (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない

8 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第 10 条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第 3 項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第 10 条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第 14 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第 3 号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第 1 項第 3 号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

(退職手当の返納)

第12条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。

(1) 一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者であった場合 一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 一般の退職手当等の額の全額

2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による退職手当の返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

4 宮崎県行政手続条例（平成7年宮崎県条例第29号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 宮崎県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第12条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計

の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第12条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 宮崎県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する宮崎県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつ

た場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在职期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 宮崎県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。
(人事委員会への諮問等)

第18条 人事委員会は、退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について、調査審議を行うものとする。

2 退職手当管理機関は、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

3 人事委員会は、第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を

(職員以外の地方公務員等となった者の取扱い)

第13条 職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は支給しない。

第14条 [略]

附 則

9 前項の場合において、さきに職員として在職した者であって昭和28年7月31日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となったものについては、第13条の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となったものとみなして同項の規定を適用する。

12 昭和28年7月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第10項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の3から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで、条例第22号による改正前の第7条の4第2項及び附則第14項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合(附則第14項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第14項において例による附則第12項第2号に掲げる割合とを合計した割合)を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年宮崎県条例第39号)附則第3項並びに条例第22号附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額の退

求めることその他必要な調査をすることができる。

5 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 第1項に規定する調査審議に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第19条 職員が退職した場合(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

3 職員が第8条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第20条 [略]

附 則

9 前項の場合において、さきに職員として在職した者であって昭和28年7月31日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となったものについては、第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となったものとみなして同項の規定を適用する。

12 昭和28年7月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第10項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで、条例第22号による改正前の第7条の4第2項及び附則第14項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合(附則第14項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第14項において例による附則第12項第2号に掲げる割合とを合計した割合)を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年宮崎県条例第39号)附則第3項並びに条例第22号附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額の退

職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) [略]

24 当分の間、20年以上35年以下（附則第16項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）の期間勤続して退職した者（条例第22号附則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) [略]

24 当分の間、20年以上35年以下（附則第16項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）の期間勤続して退職した者（条例第22号附則第5項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の退職手当に関する条例（昭和46年宮崎県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給の制限等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 退職手当条例第12条第1項及び第3項、第12条の2第1項から第6項まで及び第9項並びに第12条の3第1項及び第2項の規定は、知事等が、起訴をされた場合においてその判決の確定前に退職したとき、退職後在職期間中の行為に関し起訴をされた場合、退職後在職期間中の行為に関し逮捕された場合等の退職手当の取扱いについて準用する。この場合において、知事が公選法第252条第1項に規定する罪により起訴をされたときにあつては、退職手当条例第12条第1項ただし書及び第12条の3第1項中「<u>禁錮</u>」とあるのは「<u>罰金</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(遺族の範囲及び順位等)</p> <p>第7条 第2条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが、知事等の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）</p> <p>(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で知事等の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの</p> <p>(3) 前号に掲げる者のほか、知事等の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族</p> <p>(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの</p> <p>2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。</p> <p>3 退職手当の支給を受けるべき同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。</p> <p>4 退職手当条例第11条の2の規定は、退職手当の支給を受けることができる遺族の範囲からの除外について準用する。</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(教育長の給与等に関する条例の一部改正)</p>	<p>(支給の制限等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 退職手当条例第2条の2及び第12条から第18条まで（第13条第8項及び第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号及び第2項（第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。）並びに第17条第5項を除く。）の規定は、知事等の退職手当について準用する。この場合において、退職手当条例第12条第1項中「<u>退職手当管理機関</u>」とあるのは「<u>退職手当管理機関（知事をいう。以下同じ。）</u>」と、同項第2号中「<u>法第28条第4項の規定による失職（法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者</u>」とあるのは「<u>知事等の退職手当に関する条例（昭和46年宮崎県条例第48号）第6条第1項各号のいずれかに該当する者</u>」と読み替えるものとし、知事が公選法第252条第1項に規定する罪により起訴をされたときにあつては、退職手当条例第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「<u>禁錮</u>」とあるのは「<u>罰金</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第7条 [略]</p>

第 3 条 教育長の給与等に関する条例 (平成12年宮崎県条例第36号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第 1 項の退職手当は、前条第 3 項に規定する者には、支給しない。</p> <p>6 遺族の範囲及び順位、遺族からの排除、起訴中に退職した場合、退職後に起訴をされた場合、退職後に逮捕された場合等の退職手当の取扱いについては、職員の例による。</p> <p>(国家公務員であった者の退職手当の特例)</p> <p>第 6 条 国家公務員退職手当法 (昭和28年法律第 182号) 第 2 条第 1 項に規定する国家公務員 (以下この条において「国家公務員」という。) 又は国家公務員として在職した後引き続き職員の退職手当に関する条例 (昭和28年宮崎県条例第44号) 第 2 条第 1 項に規定する職員となった者 (以下この条において「通算職員」という。) が引き続き教育長となった場合は、当該国家公務員又は通算職員としての引き続きいた在職期間は、その者の教育長としての引き続きいた在職期間に含まれるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例 (昭和28年宮崎県条例第44号) 第 2 条の 2 及び第12条から第18条まで (第13条第 8 項及び第 9 項、第14条第 1 項第 2 号、第15条第 1 項第 2 号及び第 2 項 (第16条第 2 項及び第17条第 7 項において準用する場合を含む。)) 並びに第 17条第 5 項を除く。) の規定は、教育長の退職手当について準用する。この場合において、同条例第12条第 1 項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関 (知事をいう。以下同じ。)」と、同項第 2 号中「法第28条第 4 項の規定による失職 (法第16条第 1 号に該当する場合を除く。)) 又はこれに準ずる退職をした者」とあるのは「教育長の給与等に関する条例 (平成12年宮崎県条例第36号) 第 4 条第 3 項に規定する者」と読み替えるものとする。</p> <p>(国家公務員であった者の退職手当の特例)</p> <p>第 6 条 国家公務員退職手当法 (昭和28年法律第 182号) 第 2 条第 1 項に規定する国家公務員 (以下この条において「国家公務員」という。) 又は国家公務員として在職した後引き続き職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員となった者 (以下この条において「通算職員」という。) が引き続き教育長となった場合は、当該国家公務員又は通算職員としての引き続きいた在職期間は、その者の教育長としての引き続きいた在職期間に含まれるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>

(常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 4 条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 (昭和31年宮崎県条例第36号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第 1 項の退職手当は、前条第 3 項各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>6 遺族の範囲及び順位、遺族からの排除、起訴中に退職した場合、退職後に起訴をされた場合、退職後に逮捕された場合等の退職手当の取扱いについては、職員の例による。</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例 (昭和28年宮崎県条例第44号) 第 2 条の 2 及び第12条から第18条まで (第13条第 8 項及び第 9 項、第14条第 1 項第 2 号、第15条第 1 項第 2 号及び第 2 項 (第16条第 2 項及び第17条第 7 項において準用する場合を含む。)) 並びに第 17条第 5 項を除く。) の規定は、常勤の監査委員の退職手当について準用する。この場合において、同条例第12条第 1 項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関 (知事をいう。以下同じ。)」と、同項第 2 号中「法第28条第 4 項の規定による失職 (法第16条第 1 号に該当する場合を除く。)) 又はこれに準ずる退職をした者」とあるのは「常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 (昭和31年宮崎県条例第36号) 第 4 条第 3 項各号のいずれかに該当する者」と読み替えるものとする。</p>

(企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 5 条 企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和41年宮崎県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第 1 項の退職手当は、前条第 3 項に規定する者には、支給しない。</p> <p>6 遺族の範囲及び順位、遺族からの排除、起訴中に退職した場合、退職後に起訴をされた場合、退職後に逮捕された場合等の退職手当の取扱いについては、職員の例による。</p> <p>附 則</p> <p>2 職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。</p> <p>[略]</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号）第 2 条の 2 及び第 12 条から第 18 条まで（第 13 条第 8 項及び第 9 項、第 14 条第 1 項第 2 号、第 15 条第 1 項第 2 号及び第 2 項（第 16 条第 2 項及び第 17 条第 7 項において準用する場合を含む。）並びに第 17 条第 5 項を除く。）の規定は、企業局長の退職手当について準用する。この場合において、同条例第 12 条第 1 項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（知事をいう。以下同じ。）」と、同項第 2 号中「法第 28 条第 4 項の規定による失職（法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者」とあるのは「企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和41年宮崎県条例第46号）第 4 条第 3 項に規定する者」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>2 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>[略]</p>

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第 6 条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年宮崎県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当)</p> <p>第 13 条 [略]</p> <p>2 前項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第 13 条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 在職期間中に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納又は納付させることができる。</p> <p>4 管理者は、職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号）第 18 条第 2 項の処分と同様の処分（以下この項において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。この場合において、人事委員会は、退職手当の支給制限等の処分について、同条第 3 項から第 6 項までの規定の例により調査審議を行うものとする。</p> <p>5・6 [略]</p>

（病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 7 条 病院局長の給与及び旅費に関する条例（平成18年宮崎県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(退職手当)	(退職手当)

第 5 条 [略]
 2～4 [略]
 5 第 1 項の退職手当は、前条第 3 項に規定する者には、支給しない。

6 遺族の範囲及び順位、遺族からの排除、起訴中に退職した場合、退職後に起訴をされた場合、退職後に逮捕された場合等の退職手当の取扱いについては、職員の例による。

第 5 条 [略]
 2～4 [略]
 5 職員の退職手当に関する条例（昭和 28 年宮崎県条例第 44 号）第 2 条の 2 及び第 12 条から第 18 条まで（第 13 条第 8 項及び第 9 項、第 14 条第 1 項第 2 号、第 15 条第 1 項第 2 号及び第 2 項（第 16 条第 2 項及び第 17 条第 7 項において準用する場合を含む。）並びに第 17 条第 5 項を除く。）の規定は、病院局長の退職手当について準用する。この場合において、同条例第 12 条第 1 項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（知事をいう。以下同じ。）」と、同項第 2 号中「法第 28 条第 4 項の規定による失職（法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者」とあるのは「病院局長の給与及び旅費に関する条例（平成 18 年宮崎県条例第 21 号）第 4 条第 3 項に規定する者」と読み替えるものとする。

（病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第 8 条 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 18 年宮崎県条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（退職手当） 第 21 条 [略] 2 前項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略] 4 勤続期間 12 月以上（管理者が定める者にあつては、6 月以上）で退職した職員（次項又は第 6 項の規定に該当する者を除く。）が退職の日の翌日から起算して 1 年の期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業している場合において、その者が雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>5・6 [略] 7 前 3 項に定めるもののほか、第 4 項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を</p>	<p>（退職手当） 第 21 条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1)～(3) [略] 3 在職期間中に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあつてはその支給を制限し、支払われた後にあつては返納又は納付させることができる。</p> <p>4 管理者は、職員の退職手当に関する条例（昭和 28 年宮崎県条例第 44 号）第 18 条第 2 項の処分と同様の処分（以下この項において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。この場合において、人事委員会は、退職手当の支給制限等の処分について、同条第 3 項から第 6 項までの規定の例により調査審議を行うものとする。</p> <p>5 [略] 6 勤続期間 12 月以上（管理者が定める者にあつては、6 月以上）で退職した職員（次項又は第 8 項の規定に該当する者を除く。）が退職の日の翌日から起算して 1 年の期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業している場合において、その者が雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>7・8 [略] 9 前 3 項に定めるもののほか、第 6 項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を</p>

同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年宮崎県条例第28号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、知事が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納又は納付させることができる。</p> <p>4 知事は、職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)第18条第2項の処分と同様の処分(以下この項において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。この場合において、人事委員会は、退職手当の支給制限等の処分について、同条第3項から第6項までの規定の例により調査審議を行うものとする。</p> <p>5・6 [略]</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例、第2条の規定による改正後の知事等の退職手当に関する条例、第3条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例、第4条の規定による改正後の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例、第5条の規定による改正後の企業局長の給与及び旅費に関する条例、第6条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例、第7条の規定による改正後の病院局長の給与及び旅費に関する条例、第8条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び第9条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年宮崎県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>3 適用日の前日に在職する職員で新条例第2条の職員に該当するもの(改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)附則第16項に規定する職員に対する第1号及び第2号の規定の適用については、旧条例附則第25項に規定する職員)が適用日以後に次の各号に掲げる退職(公務上の死亡以外の死亡による退職で人事委員会規則で定めるものを除く。)をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 新条例第6条又は第6条の2の規定に該当する退職 その者につき旧条例第3条、第4条又は第5条の規定により計算した退職手当の額と新条例第2条の3、第3条、第5条から第5</p>	<p>附 則</p> <p>3 適用日の前日に在職する職員で新条例第2条の職員に該当するもの(改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)附則第16項に規定する職員に対する第1号及び第2号の規定の適用については、旧条例附則第25項に規定する職員)が適用日以後に次の各号に掲げる退職(公務上の死亡以外の死亡による退職で人事委員会規則で定めるものを除く。)をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 新条例第6条又は第6条の2の規定に該当する退職 その者につき旧条例第3条、第4条又は第5条の規定により計算した退職手当の額と新条例第2条の4、第3条、第5条から第5</p>

条の3まで及び第6条から第6条の4までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

条の3まで及び第6条から第6条の4までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年宮崎県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
<p>2 改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和47年12月1日(以下「適用日」という。)以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、新条例第7条第4項及び第5項並びに第7条の4の規定は、昭和48年5月17日(以下「法施行日」という。)以後の退職による退職手当について適用する。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに条例第39号附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>8 条例第39号附則第3項の規定の適用を受ける職員でこの条例附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第39号附則第3項並びにこの条例附則第5項から前項まで又はこの条例附則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第39号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及びこの条例附則第5項から前項まで又はこの条例附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</p> <p>14 この条例附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の3及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第39号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第39号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。</p> <p>(1) 新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第39号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額</p> <p>(2) [略]</p>	<p>2 改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和47年12月1日(以下「適用日」という。)以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、新条例第7条第4項及び第5項、第8条並びに第19条第3項及び第4項の規定は、昭和48年5月17日(以下「法施行日」という。)以後の退職による退職手当について適用する。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第3条第1項及び第5条の2並びに条例第39号附則第3項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>8 条例第39号附則第3項の規定の適用を受ける職員でこの条例附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第39号附則第3項並びにこの条例附則第5項から前項まで又はこの条例附則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第39号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及びこの条例附則第5項から前項まで又はこの条例附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</p> <p>14 この条例附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第39号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第39号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。</p> <p>(1) 新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第39号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額</p> <p>(2) [略]</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年宮崎県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (経過措置)	附 則 (経過措置)
<p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることと</p>	<p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることと</p>

なる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第16項及び第24項から第26項まで、附則第7条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年宮崎県条例第39号。以下この条及び次条において「条例第39号」という。)附則第3項の規定、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年宮崎県条例第22号。以下この条及び次条において「条例第22号」という。)附則第5項から第8項まで並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年宮崎県条例第48号。以下この条及び次条において「条例第48号」という。)附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第16項及び第24項から第26項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第39号附則第3項、附則第8条の規定による改正後の条例第22号附則第5項から第8項まで並びに附則第9条の規定による改正後の条例第48号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 職員のうち新条例第7条第5項及び第6項並びに第7条の4第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

なる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第16項及び第24項から第26項まで、附則第7条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年宮崎県条例第39号。以下この条及び次条において「条例第39号」という。)附則第3項の規定、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年宮崎県条例第22号。以下この条及び次条において「条例第22号」という。)附則第5項から第8項まで並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年宮崎県条例第48号。以下この条及び次条において「条例第48号」という。)附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第16項及び第24項から第26項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第39号附則第3項、附則第8条の規定による改正後の条例第22号附則第5項から第8項まで並びに附則第9条の規定による改正後の条例第48号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 職員のうち新条例第7条第5項及び第6項並びに第8条第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第2号

宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例

宮崎県行政機関設置条例(平成11年宮崎県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
(県税・総務事務所)				(県税・総務事務所)			
第2条 [略]				第2条 [略]			
2 県税・総務事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。				2 県税・総務事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			
名 称	位 置	所 管 区 域		名 称	位 置	所 管 区 域	
		県税に関する事務	商工及び労政に関する事務			県税に関する事務	商工及び労政に関する事務
宮崎県宮崎県税・総務事務所	宮崎市	宮崎市 宮崎郡		宮崎県宮崎県税・総務事務所	宮崎市	宮崎市 東諸郡	

[略]

(福祉こどもセンター)

第 3 条 [略]

2 福祉こどもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉に関する事務	児童福祉に関する事務
宮崎県中央福祉こどもセンター	宮崎市	宮崎市 日南市 串間市 宮崎郡 東諸県郡	宮崎市 日南市 西都市 宮崎郡 東諸県郡 児湯郡
[略]			

3 [略]

(保健所)

第 5 条 地域保健法(昭和22年法律第 101号)第 5 条第 1 項の規定により設置する保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中央保健所	宮崎市	宮崎市 宮崎郡 東諸県郡
[略]		

(児童相談所)

第 6 条 児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第 12 条第 1 項の規定により設置する児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中央児童相談所	宮崎市	宮崎市 日南市 西都市 宮崎郡 東諸県郡 児湯郡
[略]		

(農林振興局)

第 7 条 [略]

2 農林振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中部農林振興局	宮崎市	宮崎市 宮崎郡 東諸県郡
[略]		

(家畜保健衛生所)

第 9 条 家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第 1 条第 1 項の規定により設置する家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
宮崎県宮崎家畜保健衛生所	宮崎市	宮崎市 日南市 串間市 西都市 宮崎郡 東諸県郡 児湯郡
[略]		

(土木事務所)

第 10 条 [略]

2 土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県宮崎土木事務所	宮崎市	宮崎市 (高岡町を除く。) 宮崎郡
[略]		

附 則

この条例は、平成22年 3 月23日から施行する。

[略]

(福祉こどもセンター)

第 3 条 [略]

2 福祉こどもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉に関する事務	児童福祉に関する事務
宮崎県中央福祉こどもセンター	宮崎市	宮崎市 日南市 串間市 東諸県郡	宮崎市 日南市 西都市 東諸県郡 児湯郡
[略]			

3 [略]

(保健所)

第 5 条 地域保健法(昭和22年法律第 101号)第 5 条第 1 項の規定により設置する保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中央保健所	宮崎市	宮崎市 東諸県郡
[略]		

(児童相談所)

第 6 条 児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第 12 条第 1 項の規定により設置する児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中央児童相談所	宮崎市	宮崎市 日南市 西都市 東諸県郡 児湯郡
[略]		

(農林振興局)

第 7 条 [略]

2 農林振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中部農林振興局	宮崎市	宮崎市 東諸県郡
[略]		

(家畜保健衛生所)

第 9 条 家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第 1 条第 1 項の規定により設置する家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
宮崎県宮崎家畜保健衛生所	宮崎市	宮崎市 日南市 串間市 西都市 東諸県郡 児湯郡
[略]		

(土木事務所)

第 10 条 [略]

2 土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県宮崎土木事務所	宮崎市	宮崎市 (高岡町を除く。)
[略]		

宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金条例をここに公布する。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第3号

宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金条例

(設置)

第1条 経済危機対策に係る公共投資を円滑に実施するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経済危機対策に係る公共投資を円滑に実施するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第4号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例(昭和39年宮崎県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号)第2条第1項の規定により低開発地域工業開発地区(以下「低開発地区」という。)</u>として指定を受けた地区内、<u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下本条において「過疎法」という。)</u>第2条第2項の規定により公示された市町村の区域(<u>過疎法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。)</u>内、<u>農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。)</u>第5条第3項の規定により同条第1項若しくは第2項の実施計画(以下「実施計画」という。)において定められた工業等導入地区のうち農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令(昭和63年自治省令第26号。以下「自治省令第26号」という。)第1条第1項に定める地区(以下「指定工業等導入地区」という。)内、<u>半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域(以下「指定半島振興地域」という。)</u>の区域内、<u>新産業都市建設促進法(昭和37年法律第117号)第3条第4項若しくは第4条第3項の規定</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) <u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下本条において「過疎法」という。)</u>第2条第2項の規定により公示された市町村の区域(<u>過疎法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。)</u>内において製造の事業、ソフトウェア業又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人</p> <p>(2) <u>農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。)</u>第5条第3項の規定により同条第1項若しくは第2項の実施計画(以下「実施計画」という。)において定められた工業等導入地区のうち農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令(昭和63年自治省令第26号。以下</p>

により新産業都市の区域（以下「新産業都市区域」という。）として指定を受けた区域内又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域（以下「指定離島振興地域」という。）内において、製造の事業（指定工業等導入地区にあっては、農工法第2条第2項に規定する工業等をいう。以下「製造事業」という。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者、過疎地域又は指定離島振興地域においてソフトウェア業又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者、過疎地域において畜産業又は水産業を行う個人、指定半島振興地域（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の5第4項又は第28条の13第4項の規定により国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定する地区に限る。）において旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者、指定離島振興地域において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人、総合保養地域整備法（昭和62年法律第72号。以下「リゾート法」という。）第5条第4項（リゾート法第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定により承認を受けた基本構想（以下「承認基本構想」という。）において定められた重点整備地区（以下「重点整備地区」という。）においてリゾート法第2条第2項に規定する特定民間施設（以下「特定民間施設」という。）を設置した者、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号。以下「地方拠点法」という。）第6条第6項（地方拠点法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により承認を受けた基本計画において定められた拠点地区（以下「拠点地区」という。）において地方拠点法第2条第3項に規定する産業業務施設（以下「産業業務施設」という。）又は地方拠点法第6条第4項に規定する教養文化施設等（以下「教養文化施設等」という。）を設置した者、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第2条に規定する中心市街地（以下「中心市街地」という。）内において中心市街地活性化法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地活性化法第7条第2項に規定する商業基盤施設（以下「商業基盤施設」という。）を設置した者及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第9条第1項に規定する同意集積区域（以下「同意集積区域」という。）内において企業立地促進法第15条第2項に規定する承認企業立地計画（以下「承認企業立地計画」という。）に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「総務省令第94号」という。）第3条に規定する対象施設を設置した者（企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種（以下「指定集積業種」という。）であって、総務省令第94号第4条に規定するものに属する事業を行う者（以下「指定集積事業者」という。）に限る。）に対し県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該地区、地域又は区域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。

（低開発地区等における県税の課税免除）

第2条 低開発地区において第1号に掲げる期間内に租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号。以下「平成14年改正法」という。）附則第7条第7項若しくは第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる平成14年改正法に

「自治省令第26号」という。）第1条第1項に定める地区（以下「指定工業等導入地区」という。）内において製造の事業（農工法第2条第2項に規定する工業等をいう。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者

(3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域（以下「指定離島振興地域」という。）内において製造の事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人

(4) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第9条第1項に規定する同意集積区域（以下「同意集積区域」という。）内において企業立地促進法第15条第2項に規定する承認企業立地計画（以下「承認企業立地計画」という。）に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「総務省令第94号」という。）第3条に規定する対象施設を設置した者（企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種（以下「指定集積業種」という。）であって、総務省令第94号第4条に規定するものに属する事業を行う者（以下「指定集積事業者」という。）に限る。）

(5) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域（以下「指定半島振興地域」という。）内において製造の事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者。ただし、旅館業の用に供する設備については、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の3第6項又は第28条の9第6項の規定により国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定する地区内において新設し、又は増設した者に限る。

(6) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第2条に規定する中心市街地（以下「中心市街地」という。）内において中心市街地活性化法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地活性化法第7条第2項に規定する商業基盤施設（以下「商業基盤施設」という。）を設置した者

（過疎地域における県税の課税免除）

第2条 過疎地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度（個人が行う畜産業

よる改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「租税法」という。)第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備、過疎地域において第2号に掲げる期間内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号)第1条第1項第1号イに規定する設備、指定工業等導入地区において第3号に掲げる期間内に所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号。以下「平成16年改正法」という。)附則第25条第5項若しくは第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる平成16年改正法による改正前の租税法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備(自治省令第26号第2条に規定する設備に限る。)又は指定離島振興地域において第4号に掲げる期間内に離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号)第1条第1項第1号イに規定する設備(以下「低開発地域等特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税、過疎地域において畜産業若しくは水産業を行う個人又は指定離島振興地域において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人の、これらの地域が過疎地域又は指定離島振興地域として公示された日(指定離島振興地域にあつては、その日が平成5年4月1日前である場合には、同日)の属する年以後の各年の所得に対して課すべき事業税並びに同意集積区域において第5号に掲げる期間内に承認企業立地計画に従って総務省令第94号第3条に規定する対象施設(以下「指定集積事業対象施設」という。)を設置した指定集積事業者に対して課すべき不動産取得税及び固定資産税は、次条から第5条までに定めるところにより、当該課税を免除するものとする。

(1) 低開発地区として指定された日から40年間(当該低開発地区が低開発地区でなくなったときは、当該指定の日から低開発地区でなくなった日までの期間)

(2) 過疎地域として公示された日から平成22年3月31日までの期間(当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間)

(3) 指定工業等導入地区に係る実施計画(平成16年12月31日までに定められたものに限る。)が定められた日から平成21年12月31日までの期間(当該指定工業等導入地区が指定工業等導入地区でなくなったときは、当該実施計画が定められた日から指定工業等導入地区でなくなった日までの期間)

(4) 指定離島振興地域として公示された日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。)から平成23年3月31日までの期間(当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間)

(5) 企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日(当該同意の日が平成23年3月31日までに行われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。)から起算して5年間(同意集積区域が同意集積区域でなくなったときは、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなった日までの期間)

(事業税の課税免除)

第3条 低開発地域等特別償却設備(指定工業等導入地区にあつて

及び水産業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 過疎地域として公示された日から平成22年3月31日までの期間(当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間)内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号。以下「自治省令第20号」という。)第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第20号第2条の規定により計算した額に対して課するもの

イ 過疎地域において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、その者の所得金額に対して課するもの

(2) 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(過疎地域として公示された日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(3) 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産(過疎地域として公示された日以後において取得したものに限る。)に対して、その取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度(取得の日が1月1日の場合においては、当該年の4月1日の属する年度とする。以下「初年度」という。)以降課するもの

(指定工業等導入地区における県税の課税免除)

第3条 指定工業等導入地区においては、次の各号に掲げる税目の

は、展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。以下この項において同じ。)を事業の用に供した日の属する年以降3年間の各年(法人にあっては、低開発地域等特別償却設備を事業の用に供した日から起算して3年間の間に終了する各事業年度)の事業税の課税標準となる所得又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号の定める算式によって計算した額に対しては、事業税は課税しないものとする。

(1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を主たる事業とする法人の場合

<p>県内において課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得</p>	×	<p>当該新設し、又は増設した低開発地域等特別償却設備に係る固定資産の価額 低開発地域等特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供する設備に係る固定資産の価額)</p>
--	---	---

(2) 個人及び前号以外の法人の場合

<p>県内において課する事業税の課税標準となるべき当該年又は事業年度に係る所得</p>	×	<p>当該新設し、又は増設した低開発地域等特別償却設備に係る従業者の数 低開発地域等特別償却設備を新設し、又は増設した者が、県内に有する事務所又は事業所の従業者の数</p>
---	---	--

2 鉄道事業又は軌道事業(以下「鉄軌道事業」という。)とこれらの事業以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について前項の規定を適用する。

3 第1項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

第3条の2 過疎地域において畜産業若しくは水産業を行う個人又は指定離島振興地域において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、その者の所得金額に対して課すべき事業税は、課税しないものとする。ただし、この規定の適用を受けた最初の年から起算して5年を経過したときは、この限りでない。

(不動産取得税の課税免除)

第4条 低開発地域等特別償却設備である家屋(指定工業等導入地区にあっては、展示場用の建物を除く。)又は指定集積事業者が設置した指定集積事業対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)及

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限り。

(1) 事業税 指定工業等導入地区に係る実施計画(平成16年12月31日までに定められたものに限る。)が定められた日から平成21年12月31日までの期間(当該指定工業等導入地区が指定工業等導入地区でなくなったときは、当該実施計画が定められた日から指定工業等導入地区でなくなった日までの期間)内に所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号。以下「平成16年改正法」という。)附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる平成16年改正法による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「旧租税特別措置法」という。)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備(自治省令第26号第2条に規定する工業等の用に供する設備で展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「対象設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第26号第4条の規定により計算した額に対して課するもの

(2) 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象設備を構成する家屋で平成16年改正法附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受けるもの(展示場用の建物を除く。)及びその敷地である土地の取得(実施計画が定められた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(3) 固定資産税 対象設備設置者について、当該対象設備(倉庫業の用に供するものを除く。)を構成する家屋及び償却資産で平成16年改正法附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受けるもの(展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。)で実施計画が定められた日以後において取得したのものに対して初年度以降課するもの

(指定離島振興地域における県税の課税免除)

第4条 指定離島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人が行う畜

びその敷地となる土地の取得（低開発地区として指定を受けた日、過疎地域として公示された日、指定離島振興地域として公示された日、指定工業導入地区に係る実施計画が定められた日又は産業集積基本計画の同意日以後において取得したものに限り、かつ、土地の取得についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税は課税しないものとする。

（固定資産税の課税の免除）

第5条 低開発地域等特別償却設備である償却資産（指定工業等導入地区にあっては、倉庫業の用に供するもの及び展示場用の建物に係るものを除く。）又は指定集積事業者が設置した指定集積事業対象施設の用に供する償却資産（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）に対しては、その取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度（取得の日が1月1日の場合においては、当該年の4月1日の属する年度とする。以下「初年度」という。）以降3カ年度間は、固定資産税は課税しないものとする。

産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5箇年度）のものに限る。

（1）事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 指定離島振興地域として公示された日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。）から平成23年3月31日までの期間（当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間）内に離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「自治省令第1号」という。）第1条第1項第1号イに規定する設備（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして自治省令第1号第2条の規定により計算した額に対して課するもの

イ 指定離島振興地域において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、その者の所得金額に対して課するもの

（2）不動産取得税 対象設備設置者について、当該新設し、又は増設した自治省令第1号第1条第2項に規定する対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得（指定離島振興地域として公示された日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

（3）固定資産税 対象設備設置者について、当該新設し、又は増設した自治省令第1号第1条第2項に規定する対象設備である家屋及び償却資産（指定離島振興地域として公示された日以後において取得したものに限り。）に対して初年度以降課するもの

（同意集積区域における県税の課税免除）

第5条 同意集積区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

（1）不動産取得税 企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成23年3月31日までに行われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。）から起算して5年（同意集積区域が同意集積区域でなくなったときは、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなった日までの期間）内に承認企業立地計画に従い総務省令第94号第3条に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を設置した指定集積事業者（以下この条において「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（産業集積基本計画の同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得につ

(指定半島振興地域等における県税の不均一課税)

第 6 条 指定半島振興地域において第 1 号に掲げる期間内に半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成 7 年自治省令第 16 号。以下「自治省令第 16 号」という。)第 1 条第 1 号に規定する特別償却設備(以下「半島振興地域特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税、新産業都市区域において第 2 号に掲げる期間内に一の工業生産設備(ガス製造又は発電に係る設備を含む。)でこれを構成する建物及びその付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車輛及び運搬具並びに工具、器具及び備品の取得価額の合計額が 7 億円を超え、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者(日々雇入れられる者を除く。)の数が 50 人を超えるもの(以下「工業生産設備」という。)を新設し、又は増設した者、重点整備地区において第 3 号に掲げる期間内にリゾート法第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる施設に該当する特定民間施設のうち総合保養地域整備法第 9 条の地方公共団体等を定める省令(昭和 62 年自治省令第 33 号。以下「自治省令第 33 号」という。)第 2 条第 1 項に定めるもの(同条第 2 項に規定する対象施設で同条第 1 項第 1 号中「1 億円」とあるのは「2 億円」と読み替えた場合における同項各号に掲げる要件に該当するものに限る。)で、かつ、当該設置した特定民間施設の用に供するもののうち租税法第 11 条の 4 第 1 項又は第 44 条の 5 第 1 項の規定の適用を受けるもの(以下「特定余暇施設」という。)を承認基本構想に従って設置した者、拠点地区において第 4 号に掲げる期間内に教養文化施設等のうち地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第 12 条及び第 36 条の地方公共団体等を定める省令(平成 5 年自治省令第 20 号。以下「自治省令第 20 号」という。))第 3 条に定めるもの(以下「特定教養文化施設等」という。))を設置した者並びに中心市街地において第 6 号に掲げる期間内に商業基盤施設のうち中心市街地の活性化に関する法律第 48 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成 11 年自治省令第 9 号。以下「自治省令第 9 号」という。)第 2 条第 1 項に規定するもの(以下「中心市街地商業基盤施設」という。)を設置した者に対して課する不動産取得税及び固定資産税、地方拠点法第 6 条第 3 項に規定する拠点地区(以下「業務拠点地区」という。)において第 4 号に掲げる期間内に産業業務施設のうち自治省令第 20 号第 2 条に定めるもの(以下「特定産業業務施設」という。)を設置した者に対して課する固定資産税並びに第 5 号に掲げる期間内に地方拠点法第 33 条第 3 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた移転計画(以下「移転計画」という。)に従って同条第 1 項に規定する過度集積地域内にある産業業務施設を業務拠点地区に移転した地方拠点法第 34 条に規定する認定事業者で当該移転により当該業務拠点地区において特定産業業務施設を設置したものに対して課する不動産取得税は、次条から第 8 条までに定めるところにより、不均一課税をするものとする。

いては、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(2) 固定資産税 施設設置者について、当該対象施設の用に供する家屋又は構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)で産業集積基本計画の同意日以後に取得したものに対して初年度以降課するもの(指定半島振興地域における県税の不均一課税)

第 6 条 宮崎県税条例(昭和 29 年宮崎県条例第 19 号。以下「県税条例」という。)第 32 条、第 32 条の 4、第 36 条及び第 75 条の規定にかかわらず、指定半島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降 3 箇年度ののものに限る。

(1) 事業税 指定半島振興地域として公示された日(その日が昭和 61 年 6 月 27 日前である場合には、同日。以下同じ。)から平成 23 年 3 月 31 日までの期間(当該指定半島振興地域が指定半島振興地域でなくなったときは、指定半島振興地域として公示された日から指定半島振興地域でなくなった日までの期間)内に半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成 7 年自治省令第 16 号。以下「自治省令第 16 号」という。)第 1 条第 1 号に規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)の当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして、自治省令第 16 号第 2 条で定める算式によって計算した額に対して初年度以降課する事業税

次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

- ア 初年度 県税条例第 32 条又は第 32 条の 4 に定める税率に 2 分の 1 を乗じて得た率
イ 2 年度 県税条例第 32 条又は第 32 条の 4 に定める税率に 4 分の 3 を乗じて得た率
ウ 3 年度 県税条例第 32 条又は第 32 条の 4 に定める税率に 8 分の 7 を乗じて得た率

(2) 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(指定半島振興地域として公示された日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税 100 分の 0.4 (土地については 100 分の 0.3)

(3) 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産(指定半島振興地域として公示された日以後において取得したものに限り。)に対して初年度以降課する固定資産税 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

- ア 初年度 100 分の 0.14
イ 2 年度 100 分の 0.35
ウ 3 年度 100 分の 0.7

(1) 指定半島振興地域として公示された日(その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下同じ。)から平成23年3月31日までの期間(当該指定半島振興地域が指定半島振興地域でなくなったときは、当該公示の日から指定半島振興地域でなくなった日までの期間)

(2) 新産業都市区域として指定された日から平成13年3月31日までの期間(当該新産業都市区域が新産業都市区域でなくなったときは、当該指定の日から新産業都市区域でなくなった日までの期間)

(3) 平成8年4月1日から平成10年3月31日までの期間(当該重点整備地区が重点整備地区でなくなったときは、平成8年4月1日から重点整備地区でなくなった日までの期間)

(4) 地方拠点法第6条第6項の規定による基本計画の承認(平成8年3月31日までに行われたものに限る。)の日から起算して5年間(当該拠点地区が拠点地区でなくなったときは、当該承認の日から拠点地区でなくなった日までの期間又は当該業務拠点地区が業務拠点地区でなくなったときは、当該承認の日から業務拠点地区でなくなった日までの期間)

(5) 地方拠点法第33条第3項の認定(平成14年3月31日までに行われたものに限る。)の日から起算して5年間(当該業務拠点地区が業務拠点地区でなくなったときは、当該認定の日から業務拠点地区でなくなった日までの期間)

(6) 中心市街地活性化法第9条第10項の規定による認定基本計画を公表した日(平成22年3月31日以前であるものに限る。以下同じ。)から起算して3年間

(事業税の不均一課税)

第6条の2 半島振興地域特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして、自治省令第16号第2条で定める算式によって計算した額に対して初年度以降3箇年度の間に於いて課する事業税の税率は、宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。)第32条又は第32条の4の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。

年 度	税 率
初 年 度	県税条例第32条又は第32条の4に規定する税率に2分の1を乗じて得た率
2 年 度	県税条例第32条又は第32条の4に規定する税率に4分の3を乗じて得た率
3 年 度	県税条例第32条又は第32条の4に規定する税率に8分の7を乗じて得た率

(不動産取得税の不均一課税)

第7条 半島振興地域特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(指定半島振興地域として公示された日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)、工業生産設備である家屋及びその敷地となる土地の取得(新産業都市区域として指定を受けた日以後において取得したものに限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した家屋の全部若しくは一部を当該工業生産設備としての家屋とした場合に限る。)、特定余暇施設である家屋(平成9年3月31日までに建設の着手があったもので、かつ、当該特

(中心市街地における県税の不均一課税)

第7条 県税条例第36条及び第75条の規定にかかわらず、中心市街地においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 中心市街地活性化法第9条第10項の規定による認定基本計画を公表した日(平成22年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「公表日」という。)から起算して3年以内に商業基盤施設のうち中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成11年自治省令第9号。以下「自治省令第9号」という。)第2条第1項に規定するもの(以下「中心

定民間施設の用に供する部分に限るものとし、自治省令第33号第2条第1項第1号に規定する事務所等に係るものを除く。)及びその敷地である土地の取得(当該公表の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)、特定教養文化施設等である家屋(当該特定教養文化施設等の用に供する部分に限るものとし、自治省令第20号第3条第1項第1号に規定する事務所等に係るものを除く。)及び移転計画に従って移転により設置した特定産業業務施設である家屋(当該特定産業業務施設の用に供する部分に限る。)並びにこれらの敷地である土地の取得(当該承認の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)並びに中心市街地商業基盤施設の用に供する家屋(当該中心市街地商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、自治省令第9号第2条第1項第1号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(当該公表の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税は、県税条例第36条の規定にかかわらず、税率 100分の 0.4 (土地については税率 100分の 0.3) によって課するものとする。

。(固定資産税の不均一課税)

第8条 半島振興地域特別償却設備である償却資産、工業生産設備である償却資産、特定余暇施設である構築物(平成9年3月31日までに建設の着手があったもので、かつ、当該特定民間施設の用に供する部分に限るものとし、自治省令第33号第2条第1項第1号に規定する事務所等に係るものを除く。)、特定教養文化施設等である構築物(当該特定教養文化施設等の用に供する部分に限るものとし、自治省令第20号第3条第1項第1号に規定する事務所等に係るものを除く。)、特定産業業務施設である構築物(当該特定産業業務施設の用に供する部分に限る。)及び中心市街地商業基盤施設の用に供する構築物(当該中心市街地商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、自治省令第9号第2条第1項第1号に規定する事務所等に係るものを除く。)に対して初年度以後3箇年度の間に於いて課する固定資産税は、県税条例第75条の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる区域又は地区において中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ右欄に定める税率によって課するものとする。

区域又は地区	年度	税 率
中心市街地及び 新産業都市区域	初年度	100分の0.14
	2年度	100分の 0.467
	3年度	100分の 0.933
指定半島振興地 域、重点整備地 区及び拠点地区	初年度	100分の0.14
	2年度	100分の0.35
	3年度	100分の 0.7

(課税免除等の申請)

第9条 県税の課税免除又は不均一課税の規定の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、知事に対し課税免除又は不均一課税に関する必要な事項を申請しなければならない。

(規則への委任)

第10条 この条例に関し、必要な事項は規則で定める。

市街地商業基盤施設」という。)を設置した者(以下「商業基盤施設設置者」という。)について、当該設置した中心市街地商業基盤施設の用に供する家屋(当該中心市街地商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、自治省令第9号第2条第1項第1号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税 100分の 0.4 (土地については 100分の 0.3)

(2) 固定資産税 商業基盤施設設置者について、当該設置した中心市街地商業基盤施設の用に供する家屋又は構築物(当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、自治省令第9号第2条第1項第1号に規定する事務所等に係るものを除く。)で公表日以後に取得したのものに対して課する固定資産税 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

- ア 初年度 100分の0.14
- イ 2年度 100分の 0.467
- ウ 3年度 100分の 0.933

(課税免除等の申請)

第8条 県税の課税免除又は不均一課税の規定の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、知事に対し課税免除又は不均一課税に関する必要な事項を申請しなければならない。

(規則への委任)

第9条 この条例に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第5号

宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴収猶予)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(賦課徴収)</p> <p>第19条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の定めるところによる。この場合において、同条例第2条第2項中「(3) 狩猟税」とあるのは、<u>「(3) 狩猟税 (4) 産業廃棄物税」と</u>、同条例第4条第2項中「(11) 狩猟税は、狩猟者の登録を受ける場所の所在地」とあるのは、<u>「(11) 狩猟税は、狩猟者の登録を受ける場所の所在地 (12) 産業廃棄物税は、焼却施設又は最終処分場の所在地」と</u>、同条例第22条中「この条例」とあるのは「この条例若しくは宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）」とする。</p>	<p>(徴収猶予)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 第1項の規定により徴収猶予をした場合における法第733条の17第2項及び法第733条の20第1項の規定の適用については、これらの規定中「当該納期限」とあるのは、「当該納期限（徴収を猶予した税額にあっては、当該猶予した期間の末日）」とする。</u></p> <p>(賦課徴収)</p> <p>第19条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の定めるところによる。この場合において、同条例第2条第2項中「<u>狩猟税</u>」とあるのは、「<u>狩猟税及び産業廃棄物税</u>」と、同条例第4条第2項中「(11) 狩猟税は、狩猟者の登録を受ける場所の所在地」とあるのは、「(11) 狩猟税は、狩猟者の登録を受ける場所の所在地 (12) 産業廃棄物税は、焼却施設又は最終処分場の所在地」と、同条例第22条中「この条例」とあるのは、<u>「この条例若しくは宮崎県産業廃棄物税条例（平成16年宮崎県条例第41号）」</u>とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県産業廃棄物税条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第5項の規定は、施行日以後の徴収猶予について適用し、施行日前の徴収猶予については、なお従前の例による。

(検討)

3 知事は、改正後の条例の施行後5年を目途として、改正後の条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第6号

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年宮崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づ</p>	<p>宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、<u>第142条第11項</u>及び第143条第</p>

き、宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における法第 141 条第 1 項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第 143 条第 1 項第 4 号の 2 の個人演説会告知用ポスター（宮崎県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第 5 号のポスター（以下これらを「告知用ポスター等」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用自動車の使用の公営）

第 2 条 [略]

（告知用ポスター等の作成の公営）

第 7 条 候補者は、第 10 条に定める額の範囲内で、告知用ポスター等を無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

第 8 条 [略]

（告知用ポスター等の作成の公費の支払）

第 9 条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された告知用ポスター等の 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、

15 項の規定に基づき、宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における法第 141 条第 1 項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第 142 条第 1 項第 3 号のビラ（宮崎県知事の選挙の場合に限る。以下「ビラ」という。）の作成並びに法第 143 条第 1 項第 4 号の 2 の個人演説会告知用ポスター（宮崎県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第 5 号のポスター（以下これらを「告知用ポスター等」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担）

第 2 条 [略]

（ビラの作成の公費負担）

第 7 条 宮崎県知事の選挙における候補者は、第 10 条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

（ビラの作成の契約締結の届出）

第 8 条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（ビラの作成の公費の支払）

第 9 条 県は、宮崎県知事の選挙における候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第 142 条第 1 項第 3 号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 7 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（1）当該ビラの作成枚数が 5 万枚以下である場合 7 円 30 銭

（2）当該ビラの作成枚数が 5 万枚を超える場合 365,000 円と 4 円 88 銭にその 5 万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。）

（ビラの作成の公費負担の限度額）

第 10 条 第 7 条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者 1 人について、前条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第 142 条第 1 項第 3 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

（告知用ポスター等の作成の公費負担）

第 11 条 候補者は、第 14 条に定める額の範囲内で、告知用ポスター等を無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

第 12 条 [略]

（告知用ポスター等の作成の公費の支払）

第 13 条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された告知用ポスター等の 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、

次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額に当該告知用ポスター等の作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区（宮崎県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) [略]

(告知用ポスター等の作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により告知用ポスター等を作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、前条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に告知用ポスター等の作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数）を乗じて得た金額とする。

第11条 [略]

(委任)

第12条 この条例に規定するもののほか、第4条及び第9条の規定による支払の請求の手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例をここに公布する。

平成22年3月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第7号

宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、宮崎県議会議員（以下「県議会議員」という。）の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第2条 宮崎県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は、県議会議員の選挙においては、県議会議員の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、1回発行しなければならない。

2 選挙公報は、選挙区ごとに、発行しなければならない。

(掲載文の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の期日の告示のあった日に、県委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない。

(選挙公報の発行手続)

第4条 県委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、県委員会がくじで定める。

3 前条第1項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第5条 選挙公報は、県委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属

する各世帯に対して、当該選挙の期日の前日までに、配布するものとする。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、県委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第 6 条 法第 100 条第 4 項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の手続は、中止する。

(委任)

第 7 条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、県委員会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される県議会議員の選挙から適用する。

宮崎県地域医療再生基金条例をここに公布する。

平成22年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第 8 号

宮崎県地域医療再生基金条例

(設置)

第 1 条 医師の養成及び確保、救急医療体制の強化等により、地域における医療に係る課題の解決を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241 条の規定に基づき、宮崎県地域医療再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第 9 号

宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例（平成21年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(求償権の放棄等の承認)	(求償権の放棄等の承認)
第 3 条 知事は、保証協会から、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合は、当該申出が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該計画が当該計画を策定した者の事業の再生に資すると認めるときは	第 3 条 知事は、保証協会から、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合は、当該申出が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該計画が当該計画を策定した者の事業の再生に資すると認めるときは

、当該求償権の放棄等の承認をすることができる。

- (1) 産業活力再生特別措置法（平成11年法律第 131号）第42条第 1 項の中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生に関する計画
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力再生特別措置法第47条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再生に関する計画
- (3)・(4) [略]

、当該求償権の放棄等の承認をすることができる。

- (1) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第 131号）第42条第 1 項の中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生に関する計画
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第47条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再生に関する計画
- (3)・(4) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第10号

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年宮崎県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等に対して一時的な雇用・就業機会の創出を<u>図る</u>とともに、これらの者に対する生活・就労相談を総合的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241 条の規定に基づき、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等に対して一時的な雇用・就業機会の創出を<u>図り</u>、これらの者に対する生活・就労相談を総合的に実施するとともに、<u>求職中の貧困・困窮者等に対する住まい対策等を実施するため</u>、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241 条の規定に基づき、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第11号

みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例

みつばち転飼取締条例（昭和31年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(許可)</p> <p>第 3 条 業としてみつばちの飼育を行う者（以下「養ほう業者」という。）は、次に掲げる区域の境界を越えて転飼しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">転 飼 地 区 名</td> <td style="text-align: center;">区 域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宮崎転飼地区</td> <td style="text-align: center;">宮崎市、宮崎郡及び東諸県郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 [略]</p>	転 飼 地 区 名	区 域	宮崎転飼地区	宮崎市、宮崎郡及び東諸県郡	[略]		<p>(許可)</p> <p>第 3 条 業としてみつばちの飼育を行う者（以下「養ほう業者」という。）は、次に掲げる区域の境界を越えて転飼しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">転 飼 地 区 名</td> <td style="text-align: center;">区 域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宮崎転飼地区</td> <td style="text-align: center;">宮崎市及び東諸県郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 [略]</p>	転 飼 地 区 名	区 域	宮崎転飼地区	宮崎市及び東諸県郡	[略]	
転 飼 地 区 名	区 域												
宮崎転飼地区	宮崎市、宮崎郡及び東諸県郡												
[略]													
転 飼 地 区 名	区 域												
宮崎転飼地区	宮崎市及び東諸県郡												
[略]													

附 則

この条例は、平成22年 3 月23日から施行する。

教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第12号

教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改正する条例

（教育関係の公の施設に関する条例の一部改正）

第 1 条 教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
区分及び名称	位 置	区分及び名称	位 置
学校		学校	
[略]		[略]	
高等学校		高等学校	
[略]		[略]	
県立小林高等学校	<u>小林市大字真方 124番地</u>	県立小林高等学校	<u>小林市真方 124番地</u>
[略]		[略]	
県立小林工業高等学校	<u>小林市大字水流迫 664番地の 2</u>	県立小林工業高等学校	<u>小林市水流迫 664番地の 2</u>
[略]		[略]	
県立小林商業高等学校	<u>小林市大字堤 108番地の 1</u>	県立小林商業高等学校	<u>小林市堤 108番地の 1</u>
[略]		[略]	
県立小林秀峰高等学校	<u>小林市大字水流迫 664番地の 2</u>	県立小林秀峰高等学校	<u>小林市水流迫 664番地の 2</u>
[略]		[略]	
[略]		[略]	
特別支援学校		特別支援学校	
[略]		[略]	
県立清武せいりゅう支 援学校	<u>宮崎郡清武町大字木原字山内42 57番地 9</u>	県立清武せいりゅう支 援学校	<u>宮崎市清武町木原字山内4257番 地 9</u>
[略]		[略]	
県立みなみのかぜ支援 学校	<u>宮崎郡清武町大字木原字山内42 57番地 6</u>	県立みなみのかぜ支援 学校	<u>宮崎市清武町木原字山内4257番 地 6</u>
[略]		[略]	
同 小林校小学部	<u>小林市大字東方3216番地</u>	同 小林校小学部	<u>小林市東方3216番地</u>
同 小林校中学部	<u>同 大字東方3094番地の 2</u>	同 小林校中学部	<u>同 東方3094番地の 2</u>
[略]		[略]	
[略]		[略]	

（教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（平成19年宮崎県条例第58号）の一部を次のように改正する。

教育関係の公の施設に関する条例別表第 1 の改正規定中「県立小林工業高等学校 | 小林市大字水流迫 664番地の 2」を「県立小林工業高等学校 | 小林市水流迫 664番地の 2」に、「小林市大字堤 108番地の 1」を「小林市堤 108番地の 1」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 3 月23日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第13号

警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例（昭和29年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(名称、位置及び管轄区域)			(名称、位置及び管轄区域)		
第 2 条 警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			第 2 条 警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
[略]			[略]		
宮崎南警察署	宮崎市	<u>宮崎市（高岡町を除く。）の うち大淀川の中心線以南の区</u>	宮崎南警察署	宮崎市	<u>宮崎市（高岡町を除く。）の うち大淀川の中心線以南の区</u>

	域 宮崎郡		域
[略]		[略]	

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

